

第43回内閣府独立行政法人評価委員会 議事録

大臣官房政策評価広報課

1. 日 時:平成23年8月17日(水) 14:00~16:00
2. 場 所:内閣府庁舎3階特別会議室
3. 出席委員:山本委員長、御厨委員長代理、石川委員、伊集院委員、上野委員、遠藤委員、大隈委員、大河内委員、中野日委員、長岡委員、沼尾委員、野口委員、平澤委員、渡邊委員

4. 議事概要

- (1) 委員の互選により山本委員が委員長に選出された。
- (2) 委員長により御厨委員が委員長代理に指名された。
- (3) 独立行政法人国立公文書館の「平成 22 年業務実績の評価」について報告が行われた。
また、「国立公文書館の東日本大震災への対応」について報告が行われた。
- (4) 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の「平成 22 年度業務実績の評価」について報告が行われた。
また、「中期目標期間の業務実績に関する仮評価(案)」について説明が行われ、意見交換の結果、委員会として了承された。
更に、「学校法人移行に向けたスケジュールと今後の評価の流れ」について報告が行われた。
- (5) 独立行政法人北方領土問題対策協会の「平成 22 年度業務実績の評価」について報告が行われた。
- (6) 独立行政法人国民生活センターの「平成 22 年度業務実績の評価」について報告が行われた。
また、「国民生活センターの在り方の見直しに関する検討状況」について報告が行われた。
- (7) 事務局から「独立行政法人を巡る最近の動きについて」、「評価委員会等の今後の開催予定」について説明を行った。

5. 議 事

○御厨委員長代理 ただいまから第 43 回「内閣府独立行政法人評価委員会」を開催いたします。

大森委員長が2月に御退任になりました。新しい委員長が選任されるまでの間、現在委員長代理であります私が進行役を務めさせていただきます。

議事に入ります前に、新しい委員を御紹介いたします。

大森委員の御退任に伴いまして、日本大学の沼尾教授に2月15日付で御就任をいただきました。北方分科会と国セン分科会を御担当いただいております。

それでは、一言ごあいさつをお願いいたします。

○沼尾委員 日本大学の沼尾でございます。微力ながら精いっぱい努めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願い申し上げます。

○御厨委員長代理 それでは、本日の委員会は定足数を満たしておりますので、議事に入らせていただきます。

現在、大森前委員長が退任された後、委員長が選任されておられませんので、評価委員会令第4条第1項により、改めて委員長を互選していただく必要があります。よろしければ、先生方の方から御推薦をお願いできればと存じます。いかがでございましょうか。

平澤さん、どうぞ。

○平澤委員 国センの山本先生をお願いしたらどうかと思っております。

○御厨委員長代理 皆様いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○御厨委員長代理 それでは、山本委員に委員長をお願いいたします。

委員長御就任に当たり、一言ごあいさつと以後の議事進行をお願いいたします。

(山本委員、委員長席へ移動)

○山本委員長 大変有力な委員の皆様が多い中、大任を仰せつかりまして、誠に光栄に存じております。

独立行政法人は、発足以来10年を経過したということで、皆様御案内のとおり、昨年12月には「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」という閣議決定がなされまして、これから変動の兆しがございます。

また、今日この後の議事の中で話題になるかと思いますが、当委員会の対象法人である各法人、特に国民生活センターなどについても施設等機関という、国家行政組織法8条の2に出てくる見慣れない言葉であります。そういう形で機能を移転するという計画が持ち上がっているようであります。

そういうことで、当委員会は評価を対象にしておりますが、当委員会の評価の環境あるいは前提に関わるいろんな変化の動きもございます。そういう中、前委員長の大森委員長のような名采配とはまいらないかもしれませんが、各分科会長を始め、委員の皆様の御指導、御協力を得て、その職責を果たしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、以後の議事は座って進めさせていただきたいと思っております。

評価委員会令第4条第3項によりますと、委員長があらかじめ委員長代理を指名することとなっております。私といたしましては、委員長代理には引き続き御厨委員をお願いしたいと存じますが、まず御厨委員、お引き受けいただけますでしょうか。

○御厨委員長代理 はい。

○山本委員長 それでは、引き続き委員長代理をよろしくお願いします。

○御厨委員長代理 よろしくお願ひいたします。

○山本委員長 それでは、本日の議題であります、お手元の議事次第に示してごさいますように、まず各法人の平成 22 年度業務実績評価報告をしていただきます。また、沖縄科学技術研究開発基盤整備機構につきましては、中期目標期間の業務実績に関する仮評価等についての御説明をいただき、その上で審議を進めてまいりたいと存じます。

また、各法人のトピックスにつきましても御報告をいただいて、御質問、御意見をちょうだいしたいと考えております。

(独立行政法人国立公文書館関係者入室)

○山本委員長 最初は、国立公文書館の関係でございませう。

平成 22 年度業務実績の評価につきまして、御厨分科会長から御報告をいただきます。よろしくお願ひいたします。

○御厨委員長代理 それでは、お手元の資料 1、国立公文書館の平成 22 年度業務実績評価について御報告を申し上げます。

まず、7 月 11 日の分科会におきまして、国立公文書館の館長を始めといたしまして、監事、担当の方々から業務の実績について詳細な説明を受けました。その後、委員各位から評価意見の提出をいただきまして、8 月 15 日の分科会におきまして、項目別評価及び総合評価について審議を行い、平成 22 年度の評価を決定したところでございませう。

なお、資料は配付しておりませんが、22 年度業務の実績に関する項目別評価につきましては、一部の評価において業務・実績の再確認が行われたものの、すべての指標、項目について A 評価といたしております。

続きまして、総合評価についての概要でございませう。

①としまして、体制整備については、公文書館の組織体制全般について見直しが行われ、公文書管理法施行に備えた万全の準備体制の構築に取り組んでいる。

②としまして、行政文書の管理について、行政機関に対して移管についての理解の浸透を図るための施策が積極的に行われている。

③としまして、歴史公文書等の受入れ・保存・利用については、掲げられた数値目標をすべて達成しており、計画通り順調に実施されているということでございます。

なお、司法府からの文書の移管も順調に進められているということです。

④としまして、地方の公文書館に対しては、デジタルアーカイブ化の推進・支援のための説明・指導が行われております。

⑤としまして、国際的な取り組みでは、国際公文書館会議への参画、研修生の受入れ、文書の修復研修への職員派遣など、積極的な参加あるいは貢献が行われているということでございます。

⑥としまして、調査研究の結果が公文書館の実務の改良につながっているということでございます。

す。

⑦としまして、国及び地方公共団体の職員を対象とする研修に、目標を大幅に上回る受講者を集めて、受講者から良好な評価を得ることができているということでございます。

⑧としまして、アジア歴史資料センターについては、データベースの構築が順調に行われており、メールマガジンの創刊、ホームページの改訂、国内外の大学等における紹介など、積極的な広報活動も行われている。

⑨としまして、業務運営の効率化では、既存の事務及び事業について、館内に見直しのための担当チームが設けられ、業務フローや事務処理手続の見直しに取り組まれております。随意契約の見直しや効率的な作業体制の構築により、業務の効率化、経費縮減に最大限取り組んでいるということでございます。

このほか、当分科会が平成 21 年度業務実績評価の際に指摘をいたしました事項及び総務省の政独委から出されました二次評価意見につきましては、いずれも適切に対応が行われております。

また、22 年度の財務諸表につきましては、分科会として特に意見はないということで承をいたしております。

以上のように、業務運営の効率化・スリム化に加え、公文書管理法施行に向けた体制整備を行うという大変な時期において、国立公文書館が果たすべき役割、それぞれの取り組みは計画に即し順調に実施をされ、目標を達成し、あるいはそれを上回る成果を上げたと認められるとの評価をいたしました。

なお、今後の取り組みへの要望、期待といたしましては、①歴史公文書等の利用について業務に支障のない形での書庫の見学が認められるような利用者層の拡大に向けた弾力的な取り組みに期待したい。

②国民への説明責任の全うという公文書館に与えられた使命を果たすために、公文書館独自の取り組みやさらなるサービス改善に取り組むことに期待したいとしております。

以上、簡単でございますが、国立公文書館分科会からの報告とさせていただきます。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの御報告について、委員の皆様から御質問等がありましたら御発言をお願いします。特にございませんでしょうか。

そうしましたら、今回大変有効なパフォーマンスを達成されたということで、さらなる取り組みに期待いたしまして、国立公文書館関係の業務実績につきましては、当委員会として御報告を承ったということとさせていただきます。

ほかに公文書館関係で何か御報告等はございますか。

では、お願いします。

○高山公文書館長 国立公文書館の高山でございます。

ただいま平成 22 年度の業務実績につきまして、大変高い御評価をいただきまして、ありがとうございました。私どもといたしましては、謹んでこれをお受けいただきまして、今

後の業務の参考にさせていただきたいと考えております。

併せて、東日本大震災への国立公文書館の対応につきまして、御説明並びに御報告をさせていただきたいと存じます。

震災発生後の3月18日、私どもの館のホームページにおいて、私より被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げますとともに、被災いたしました公文書館等関係機関の復興支援等に尽力する旨のメッセージを掲載させていただいております。

御承知のように、現用、非現用を含む公文書がこの震災によって受けた被害は非常に大きく、まずは関係機関と密に連絡を取りつつ、その実態の把握に鋭意努めることといたしました。そこで急遽対処させていただいたことといたしましては、津波による紙資料の水損の場合、紙の固着あるいはカビの発生等が起こりまして、将来的な保全及び利用に支障が生じる恐れがありますため、それぞれの時点で対応できる修復の方法等についての資料を急遽作成いたしまして、動画とともにホームページ上に掲載し、被災各館の御参考に寄与したところでございます。更にそれに応じて技術的な御相談にも個々の館ごとに応じることといたしました。

その後、6月に開催されました全国公文書館長会議では「東日本大震災への対応について」という議題を1つ取り上げまして、被災した公文書館等の協力を得て行っておりました被災状況調査の結果を私どもの館からご紹介申し上げましたほか、各館からの詳細な被害の状況の報告を受け、意見交換を実施いたしまして、出席者の間で情報の共有を図ったところでございます。

その後も宮城、福島両県及びその公文書館等の被災状況につきまして、実地調査や意見交換を行いましたほか、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会、いわゆる全史料協と呼ばれている機関でございますが、この全史料協及び国文学研究資料館の被災により、岩手県釜石市で開催されました東日本大震災水損資料復旧プロジェクト報告会という会がございましたが、この会に当館職員を参加させまして、実地研修や被災状況視察等を行うなど、復旧・復興支援に当たって当館としてどのような支援が可能であるかを検討してきたところでございます。

当館といたしまして、これまで国の内外において資料の修復についての実務経験、知識、技能を蓄積してまいりましたので、それを生かして、専門的な技術的助言の一環として、被災公文書等の修復に当たる人材の育成を行うことで公文書等の将来的な保存に貢献すべきと考えまして、7月にはボランティア組織である東京文書救援隊とともに東北大学に置かれました宮城歴史資料保全ネットワークへ、更に8月には岩手県遠野市の遠野文化研究センターに私どもの館の職員を派遣し、被災資料への復旧処置システムの導入とスキルトレーニングを支援したところでございます。

また、この間、岩手県との意見交換、実際に津波の被害を受けた岩手県宮古市、宮城県石巻市の現地調査を行い、被災状況を確認、把握してまいったところでございます。

そして、7月29日には、東日本大震災復興対策本部において、東日本大震災復興構想

会議の提言を受けた「東日本大震災からの復興の基本方針」が決定されまして、被災地域における公文書等の保全、保存等の施策が明記されるなど、当館の取組みをめぐる情勢が大きく変わってまいりました。

そこで当館といたしましては、復興基本方針関連施策として、第3次補正予算により被災公文書等の修復支援事業を実施しようと検討しているところですが、規定経費内でも当館が行うことができる可能な支援に早急に着手したいという観点から、被災公文書等に対する修復支援の本格的な実施の準備のため、パイロット事業の実施に向け、調整を行っているところでございます。

ということで、東日本大震災への現時点までの当館の対応について御報告をいたしました。当館に被災地から寄せられる復興支援要求は、今後数年以上の長期にわたることも考えられますので、最後になります。委員の先生方におかれましては、引き続き当館の取組みに対しまして、さらなるお力添えと格別の御高配を賜うことができれば、大変幸いと存じております。よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

被災公文書の復旧支援策等の取組みについて御報告をいただきました。委員の皆様から、何かこの機会に御質問とか御発言はございますでしょうか。

特にございませんようでしたら、被災対応につきましても、今後とも是非取組みいただければと思います。どうもありがとうございました。

それでは、公文書館の関係の方々御苦勞様でした。以上をもって公文書館関係は説明を終了いたします。

次に、沖縄機構の関係に移らせていただきます。

(独立行政法人国立公文書館関係者退室)

(独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構関係者入室)

○山本委員長 それでは、沖縄機構関係といたしましては、まず平成22年度業務実績の評価につきまして、平澤分科会長から御報告をいただきます。よろしく申し上げます。

○平澤委員 資料を3点用意しています。風邪をこじらせておりまして、声がひどいですが、体調は声ほど悪くないので御安心ください。

最初に、今、お話がありました資料2-1、総合評価表から御説明いたします。

沖縄機構分科会では、7月6日に機構から実績評価のヒアリングを行いまして、7月20日、21日に現地視察をいたしまして、8月8日に分科会で評価をとりまとめました。

評価の概要でありますけれども、資料2-1の評価項目それぞれには、複数の小項目がぶら下がっているわけですが、評価のコメントは、それら小項目のコメントをとりまとめたものになります。

総合評価全体に関しては、3ページの最後のところから始まります業務実績全体の評価にまとめてあります。この最後のところを中心にして御説明いたします。

平成 21 年度中に顕在化した施設整備に係る予算超過問題もありまして、沖縄機構の昨年度の評価、平成 21 年度に対するものでありますけれども、これは大変厳しいものとなったわけでありましたが、その後、今年度の評価対象である平成 22 年度においては、その年度中に採用が決定された学長予定者、事務局体制の格段の整備によりまして、運営体制が見違えるように改善され、学校法人移行及び開学に向けた取組みも大きく進展したものと認められます。

3 点ほど申し上げたいのですが、まず平成 22 年度においては、開学に向けた大規模な教員の採用活動が行われまして、研究体制は飛躍的に充実されました。

また、本年度の学校法人への移行、平成 24 年秋の開学に向けた認可申請についても予定どおりに行われ、大学院大学の開学に向けた取組みが順調に進んでいるものと認められます。

今、申し上げました予算超過問題に示されましたように、従来、機構の管理、運営面には脆弱な点が見られたわけでありましてけれども、これらについても平成 22 年度には専任の事務局長が配置され、その他重要ポストも担当者が配置されるなど、事務局体制が整備され、改善が進んだものと評価しています。

大学院大学の挑戦的な理念を実現するためには、国民の理解を得ることが必要であります。引き続き業務運営の効率化とともに、ガバナンスの向上に努めていただきたいと考えています。

最後に、4 ページの最後のコメントの途中からでありますけれども、開学後の体制整備のためには、沖縄県を始めとする関係機関との協力の下で、うるま地区には主として地域クラスターを展開するという取組みを進めることが適切だろうかと思っておりますが、恩納村地区では第一級の研究者とハイレベルの学生を吸引する源泉となっている研究施設を一体的に整備するということが必要不可欠であると評価委員会としては考えております。このようなコメントを付けて評価を結ぶことにいたしました。

先ほども申し上げましたように、個別の評価に関してでありますけれども、全体の中で 3 点 A+ の評価がありまして、残り全ての小評価項目は A 評価でありました。これも全員一致でありました。

A+ の評価の 3 点について、多少補足的に御説明いたします。

平成 22 年度においては、24 年の開学に向けて研究体制の飛躍的な拡充が実施されました。その内容は主に採用活動でありまして、国内外においてそれが後半に展開され、15 名の募集に対して年度内に 569 名の応募があるという極めて成功裏にこれが進められたものと認められます。

採用された予定者たちの経歴等を拝見いたしますと、今回は物理学を中心にして採用が行われ、先端的な学際分野における教育研究という大学院大学の理念を踏まえて、従来の研究分野の幅を広げるものであり、また、採用される教員の質も高いものと認められます。こういう点を考え、分科会では A+ 評価といたしました。

物理学を中心としたというわけではありますが、従来は神経生理学が核でありましたけれども、画像処理とか画像表示というところに焦点が合わさっておりまして、これらの有機的な連携の下で新しい学問領域が展開され、また、沖縄の充實的発展に資するものと期待しております。

2番目ではありますが、大学院大学の設置の準備に関してであります。大学院大学の設置準備活動については、文部科学大臣への認可申請が平成22年末に行われました。そして、それに関して大きな進展があったわけであります。この部分については、文部科学省の評価委員会と共管の形になっておりますが、文部科学省の評価委員会では、計画どおりに実施されたとしてA評価としておりますが、当分科会としては、学校法人移行及び開学に向けて22年7月に決定された初代学長予定者の主導の下で、機構内で課題の共有、進捗管理が極めて適切に行われ、計画的かつ組織的に取り組まれ進捗したということから、A+評価といたしました。

3番目ではありますが、効率的な事務事業の実施を確保するための取組みの進化であります。21年度に比較しますと、先ほど申しましたように22年度は飛躍的に改善されたと申しましたが、その内容、ポイントであります。

第1は、内部統制及びガバナンスについては、従来不十分な点も見られたわけでありませぬけれども、22年度中に専任の事務局長が配置され、また、そのほかの重要ポストについても担当者が配置されて、開学に向けた組織の見直し及び受任配置によって事務局体制が飛躍的に評価されました。

また、監事に関してであります。常勤の監事を1名任命したわけでありまして、常勤の監事による日常的な監査業務に務めまして、その所見を機構内の各種会議において役職員に伝達するなどし、内部統制及びガバナンスの向上に努めたということでもあります。

これらの点を踏まえて、多角的な事務事業の実施を確保するための取組みの強化について、総体としてプラス評価といたしました。

また、財務諸表についてであります。財務諸表については、分科会において審議を行った結果、特段の問題はないということを確認いたしました。と御報告させていただきます。

以上であります。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの御報告につきまして、御質問等がございましたら発言をよろしくお願いたします。特に御質問等はございませんでしょうか。

ございませんようでしたら、沖縄機構の平成22年度業務実績評価につきましては、分科会の報告を当委員会として承ったこととさせていただきます。

続きまして、沖縄機構の中期目標期間の業務実績に関する仮評価につきまして御審議をお願いいたします。こちらの方は通則法上、法人は中期目標期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならないとされております。分科会の方で仮評価の原案を作成いただいておりますので、平澤分科会長から御説明を伺った後、審議をお願い

いしたいと思います。

では、平澤分科会長、お願いします。

○平澤委員 最初に資料2-3、A4 縦長のダイアグラムであります。ここに学校法人移行に向けたスケジュールがまとめてあります。予定どおり進行いたしますと、今年の11月に、一番左の欄にありますように、学校法人沖縄科学技術大学院大学学園が設立されるとともに、この整備機構は解散するということになります。

ですので、整備機構としての中期目標期間というのは、あと数か月残されているのみということになるわけでありまして。この中期目標期間は21年度から始まって、先ほど申しましたように、非常に課題が多かった21年度、今年度立派にそれをリカバーした22年度、そして残り数か月というところを全体とりまとめたということに相当いたします。

これにつきまして、資料2-2に同様の書式の下に仮評価表をまとめております。本委員会に御提案したいと思います。

概要といたしましては、2月に開催された評価委員会において中期目標期間の仮評価として、平成21年度と22年度の業務実績についての評価を行うことが決定されて、その原案について年度評価とともに分科会で作成することが決定されたわけでありました。そこで分科会としては、今、申しました資料2-2をとりまとめたという次第であります。

評価結果の概要でありますけれども、簡単に御報告いたしますと、業務実績全体に関する評価は、同様資料2-2の4ページの総合評価としてまとめてあります。

4ページの総合評価の部分についてでありますけれども、沖縄機構としては、平成17年9月に沖縄科学技術大学院大学の設置準備を行うことを目的に設立され、現在、平成21年度から3年間の第2期中期目標期間の最終年度に入っています。この第2期中期目標期間においては、24年の開学を実現することが大きな目標になっているわけでありまして、それに向けて準備を進めており、ほぼそれを達成しているという状態になっております。

また、この中期目標期間中に研究体制の拡充が着実に行われて、平成22年度末に予定どおり大学院大学設置に関する認可申請も行う。そして、学校法人移行及び開学に向けた取組みが大きく進展いたしました。

先ほど申しましたが、平成21年度に施設整備に係る予算超過問題が顕在化して、管理運営面などにおいても問題が見られたわけでありまして。それに対して、22年度の評価の御説明で先ほど触れましたように、22年度における事務局体制の整備により、組織運営体制の改善が十分に進んだものと認められます。特に学長予定者のリーダーシップの下、学校法人への移行及び開学に向けた課題が機構内で共有され、進捗管理が行われるなど、さまざまな問題について組織的な対応が行われるということをつぶさに我々は今年度見てまいりました。この点を特に評価したいと考えております。

最後に、沖縄機構においては、予定どおり本年秋に認可が得られた暁には、学校法人への移行及び独立行政法人としての解散を予定しており、独立行政法人として残された期間はわずかとなっておりますけれども、この期間も円滑な学校法人への移行、開学を迎える

ために、また沖縄において世界最高水準の教育研究を行い、地域の自立的発展に資するという大学院大学の大きな目標、目的を達成するためにも、役職員が一丸となってこれまでの取組みの総仕上げを行っていただきたいと思っております

以上であります。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

沖縄振興局の方から、ただいまの御説明で何か補足はございますか。

お願いいたします。

○岩井新大学院大学企画推進室次長 沖縄振興局でございます。

引き続きまして、資料2-2の仮評価表につきまして、補足的にポイントの方を御説明いたします。

まず「I 中期目標の項目別評価」の「1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」でございます。

「(1) 科学技術に関する研究開発」における評価でございますけれども、期間中に研究ユニットの数は大幅に増加しており、平成24年秋の開学に向け、先端的な学際分野における教育研究という大学院大学の在り方を踏まえた形で研究体制の拡充が着実に実施されている。研究者の質も大学院大学の理念に見合ったものが確保されているものと認められるという評価をいただいております。

「(2) 成果の普及及びその活用の促進」では、論文発表数、学会発表数はともに大幅に増加しており、研究活動の発展が認められると評価をいただいております。

今後の取組みとしましては、研究成果の事業化に向けた取組みにも一定の成果が見られたが、沖縄における知的クラスター形成に向け、さらなる取組みが期待されるという御指摘をいただいております。

「(4) 大学院大学の設置の準備」では、大学院大学設置に向けた準備については、平成22年7月に初代学長予定者として決定されたジョナサン・ドーファン博士の主導の下、計画的かつ組織的に行われており、大学設置等に係る文部科学大臣への認可申請が平成22年度末に予定どおり実施された点を評価していただいております。

今後の取組みに関しましては、規程の整備等、学校法人設立及び開学に向けた準備についても、各種会議において、課題や進捗状況の把握が行われ、着実かつ組織的に進められている。学校法人移行後、新たに整備された規程類を適切に実施することが期待されるという御指摘をいただいております。

「2 業務の効率化に関する事項」でございます。

「(2) 予算の適正かつ効率的な執行」では、平成21年度に顕在化した大幅な予算超過問題は、機構が日本の制度の下で実現を目指す事業であることの認識の欠如、組織体制の不備、管理運営上の欠陥などが重なって起こったものでありますが、その後「施設及び建設に関する予算検討委員会」等、予算執行管理の適正化を担保するためのシステムを構築し、事前・事後の予算管理を強化するなど、予算の適正な執行に努めているという評価を

いただいています。

「(3) 入札・契約の適正化及び調達事務の効率化」では、一括購入、単価契約、保守契約の一括化等、さまざまな調達・契約手法の活用により、業務の効率化及び調達コストの削減に努めている点は評価できるという評価をいただいております。

「(4) 給与水準の適正化」では、給与水準の適正化に向けた計画は着実に実施されており、ラスパイレス指数も低下してきている。また、開学に向けて業務が拡大する中、人件費全体の抑制に努めていると認められるという評価をそれぞれいただいております。

「(6) 効率的な事務事業の実施を確保するための取組の強化」では、平成 21 年度中に常勤の監事が着任し、定期監査及び随時監査を適切に実施している。監事の所見は機構内の各種会議等を通じて、役職員に伝達され、ガバナンス及び内部統制の強化、業務運営の改善に役立てられているという評価をいただいております。

「3 財務内容の改善に関する事項」でございます。

こちらでは、外部資金の獲得額は大幅に増加しており、外部資金の獲得に向けた組織的な取組みが進展してきているという評価をいただいております。

今後の取組みに関する指摘としましては、寄附金の拡大についても今後も積極的な取組みが期待されるというコメントが付いてございます。

「4 その他業務運営に関する重要事項」でございます。

「(1) 施設・設備に関する事項」では、平成 21 年度中に供用が開始された第 1 研究棟とセンター棟については、学際的で共同志向の研究を目指すレイアウトがとられ、世界水準の研究環境として高く評価できる。また、第 2 研究棟と講堂も平成 22 年度中に予定どおり着工され、開学に向けた研究環境の整備は着実に進められているという評価をいただいております。

3 ページの「(3) 事務局体制の整備」では、平成 22 年度途中まで事務局長等の重要ポストが兼務とされるなど、適切な事務組織が構築されているとは言い難い状態が生じていたが、その後、事務局長に専任の者が配置されるなど、開学に向けた組織の見直し及び適切な人員配置により事務局体制が強化され、組織的な業務運営が行われるようになってきているものと認められるという評価をいただいております。

「Ⅲ 法人の長等の業務運営状況」でございます。

理事長、理事、監事それぞれにつきまして、平成 21 年度中に顕在化した予算超過問題における責任を指摘した上で、その後行われた事務局体制の整備によりまして、理事長などのリーダーシップが組織的にサポートされるようになってきているものと認められるという評価をいただいております。

最後に、4 ページの「総合評価」につきましては、先ほど平澤分科会長から御紹介があったとおりでございます。

以上でございます。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

それでは、平澤分科会長及び振興局からの御説明を受けまして、仮評価表（案）について、御意見、御質問等がありましたら御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。特に御意見、御質問等ございませんでしょうか。

特にございませんようでしたら、この仮評価表（案）につきましては、当評価委員会の決定といいますか、分科会の原案どおり了承するというところで取り扱わせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

次に、沖縄機構の学校法人移行に向けたスケジュールと今後の評価の流れにつきまして、振興局の方から御報告をいただきます。

○岩井新大学院大学企画推進室次長 続きまして、資料2-3に基づきまして、今後の学校法人移行に向けましたスケジュールと今後の評価の流れにつきまして御説明いたします。

先ほどの平澤分科会長からの御報告にもございましたように、本年の3月末に大学院大学設置に関する認可申請が行われたところでございまして、現在、文部科学省の審議会において審査が行われております。

この審査が順調に進みまして、予定どおり本年10月末に認可が得られました場合には、11月にも学校法人である沖縄科学技術大学院大学学園が設立されまして、同時に独立行政法人としての沖縄科学技術研究基盤整備機構は解散することになります。

その解散をもちまして、沖縄機構の最後の事業年度と中期目標期間は終わるわけでございますけれども、平成23年度の7か月分の業務実績と平成21年4月～平成23年11月までの2年7か月の中期目標期間の業務実績につきましては、学園が機構の代わりに評価を受けることが学園法により定められております。

したがって、通常の評価のスケジュールを前提といたしましたら、来年の2月、3月に分科会におきまして、平成23年度の業務実績の評価と第2期の中期目標期間の業務実績の評価案の作成を行いまして、この親会にかけるという流れになろうかと思っております。

なお、学園におきましては、11月の学校法人の設立と大学院大学の設置以降は、順次学生の募集を行いまして、来年の秋から実際に学生を受け入れ始めることを予定いたしております。

以上でございます。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

今後のスケジュールにつきまして御報告をいただきました。ただいまの御説明について、御質問等がありましたら御発言をお願いいたします。特にございませんでしょうか。

平澤委員、どうぞ。

○平澤委員 最後にありました学生についてでありますけれども、今までの準備は、沖縄のシーサイドハウスで毎年10回程度のゼミを開きながら、若い研究者を集めて、沖縄でどういうことをやるのかということを実際に示して見せたり、議論を深めてきたわけですが、恐らく彼らを通して全世界のハイレベルの後輩学生たちに沖縄の実態が伝えられて、

非常に優秀な学生が応募してくるに違いないと評価委員会では考えております。

結果として、このまま皆さんが頑張ってくださいるならば、我が国に今まで例を見ない、非常に立派な大学院大学ができ上がっていくもの、スタートするものと考えております。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

将来明るいという平澤分科会長のお見立てを今、伺わせていただきました。

特にほかに御発言はございませんでしょうか。

これは私学になったら、今の機構はもう関係ないということになりますか。それとも、担い手としては私学の運営等について、機構の方々が更に実質的に関わっていかれるという感じになりますか。ちょっと私がよく理解していないのかもしれない。あるいは分科会長からお願いします。

○平澤委員 私から御説明するのが適切かどうかですが、機構は大学院大学の事務局にスライドいたします。そのための体制整備が、特に 22 年度は急ピッチで進められた。組織的な対応が尽くされるようになってきているという状態であります。消滅するのは評価委員会でありまして、機構は大学院大学の事務局として継続いたします。

○山本委員長 よく理解できました。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 先ほど 15 名の募集に対して 569 名が応募という話がありましたね。これは外国人もいるんですか。日本人だけですか。

○平澤委員 割合はどうでしたか。これは機構の方から御説明いただいた方がよろしいですね。

○ロバート・バックマン沖縄機構理事 約 3 分の 2 が外国人でございます。

○山本委員長 ほかに御質問、御発言等ございますか。特にございませんでしょうか。

そういたしましたら、今後、資料 2-3 のスケジュールに従って当委員会も関わってまいりますので、委員の皆様、引き続きよろしく願いいたします。また、機構におかれても、今後スムーズな開学につながるように、引き続き御尽力いただければと思います。

それでは、沖縄機構関係の審議は、以上をもって終了させていただきます。

次に、北対協関係の審議に移らせていただきたいと思います。

(独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構関係者退室)

(独立行政法人北方領土問題対策協会関係者入室)

○山本委員長 それでは、北対協に関しましては、平成 22 年度業務実績の評価につきまして、上野分科会長から御報告をいただきます。お願いいたします。

○上野委員 私の方から、北対協の平成 22 年度の業務実績の評価につきまして御報告させていただきます。

北対協分科会におきましては、7 月 25 日に北対協の方から、平成 22 年度の事業実績及び平成 22 年事業年度の財務諸表につきまして説明を受けました。続いて 8 月 10 日の分科会におきまして、それらについて評価、議論させていただきました。

評価の結果でございますけれども、お手元に資料3として準備されておりますのが総合評価表でございます。本日は、これにつきまして概要を説明させていただきますが、項目別評価表につきましては、最終的にすべての項目につきましてA評価ということで評価させていただいております。いろいろプロセスにおいて議論はあったわけですが、そういうことになりました。

本日は、総合評価表につきまして、概要を説明させていただきます。

北方領土問題の長期化と元島民の高齢化、減少という厳しい状況の下で、17名という少ない要員ながら、全体としては計画に即した着実な取組が認められると分科会においては判断をいたしました。

まず、評価できる点としましては、I.の1.の一般管理費の削減、業務経費の効率化に向けて真摯な取組が認められる。

契約の適正化に向けて、関係規程の改正及び整備、一者応札の縮減に向けた取組、契約監視委員会による検証等、着実な取組が認められる点。

2.の(1)の②ですが、青少年や教育関係者に対する啓発事業につきまして、各府県単位で教育者会議設立の取組が順次進んでいると認められる点を評価いたしました。

(2)北方四島との交流事業につきましては、前年度アンケートの結果を反映して、本事業のさらなる発展、質の向上に向けた努力が認められるという点を評価いたしました。

裏面の(5)融資事業に関連するところでございますが、債権の保全及び信用リスクの管理が適正に行われ、リスク管理債権比率が計画以下の低い水準を維持しており、適切に行われていると認められるという点を評価いたしております。

続きまして、分科会として今後の取組に期待するというところで幾つかございます。

まず、I.の1.です。一者応札縮減のために十分な入札期間を確保することというのが必要であろうと。あと、新規参入者を考慮して、仕様書を見直すことということを経後の取組として期待したいと考えております。

2.の(1)の「③わかりやすい情報の提供」ですが、情報収集の方法・活用・伝達方法・啓発手法とその効果等について、更なる検討を進めることを期待したい。特に効果をどういうふうに見ていくとか、そういうことですね。フィードバックが大切だろうということで、この部分について更なる検討を進めていただきたいということでございます。

(2)の③四島交流に関連する後継船舶の件ですが、後継船舶の多角的な活用を含む事業全体の新たな展開。船が新しくなるということで、それを多角的に活用して、今後どういうふうにも更に展開していくかという点について御検討願えればということでございます。

総合評価の最後のところに書いてございますけれども、先ほど申し上げたように北対協は非常に小さな組織でございますが、ただ、もちろん北海道のみならず全国的に活動は展開しているわけですが、しかしながら、必ずしも広く国民に北対協の活動全体が周知されている部分というのは、残念ながらまだそれほどでもないのかなということもあるということで、更にホームページ等々やっておられますし、全国の都道府県の県民会議等々もや

っておられるんですけども、一般の国民の方たちに更に広く北対協活動を周知するということについて頑張っていたきたいという趣旨で、最後にそういうことを書いてあるということでございます。

以上、北対協の分科会からの報告とさせていただきます。

○山本委員長 どうも御報告ありがとうございました。

ただいまの御報告につきまして、御質問等ありましたら御発言をお願いいたします。特によろしいでしょうか。

この北対協の評価に関しましては、内閣府の方から補足事項があるそうですので、御発言をお願いできますか。

○山本北方対策本部参事官 北方領土問題対策協会の貸付事業というものがございまして、これにつきましては内閣府と農水省の共管となっております。評価委員会における評価につきましても、独立行政法人北方領土問題対策協会法第 17 条第 2 号第 1 項の規定によりまして、貸付事業に関する評価については、内閣府独法評価委員会は農林水産省独法評価委員会の意見を聞かなければならないとされております。

例年ですと、内閣府の親委員会よりも前に、農林水産省独法評価委員会水産分科会が行われまして、貸付事業に関する評価が出され、それを踏まえて内閣府の評価ということになるのが通例なのでございますが、今年は日程の都合上、水産分科会が明日 18 日に開催されます。したがって、本日、上野分科会長から御報告いただきました評価結果につきましては、農水省から出されまます評価内容を踏まえて、修正の可否等について上野分科会長に御相談の上で御判断いただいて、その上で山本委員長に御報告させていただくことにさせていただければと思います。よろしく申し上げます。

○山本委員長 そういうことでございますので、手続的な前後関係で、本日はそのことを留保した範囲内で御審議といたしますか、御報告を承ったということになっております。今後、何か農水の方がこちらの方の分科会と異なる、あるいは新たな要素を含む判断をされましたら、これは上野分科会長ともう一回御相談いただいて、それで私の方に御報告いただく。その過程において、勿論委員の皆様にも、その内容については御連絡を申し上げるということを進めさせていただきたいということでもあります。

その点も含めて、御発言等ございますでしょうか。

遠藤委員、どうぞ。

○遠藤委員 審議とは余り関係ないんですが、後継船舶のことです。

前から老朽化しているという話だったんですが、これはどのようなものが大体完成するということなのか、簡単にお話しいただけますか。

○山本委員長 これから造るということですか。

○間瀬北対協理事長 最近の船の造り方というのは、昔のように順番に造っていくのではなくて、ブロックに分けて地上で組み立ててやります。今、ブロックの工事は進んでおりまして、間もなく船台でだんだんに組立てが始まるということ聞いております。

現在の船というのは、船齢が 28 年の民間の船を借りておりまして、水産練習船の中古を直した船でございまして、非常に環境はよくないし、乗っていても 28 年というのを聞くだけでも怖くなるような状態です。

今度の船は、現在が 480 t に対して 1,000 t をちょっと超えた、大きさとしては約 2 倍の大きさになりますが、定員的には 10 人ぐらい増えるだけなんです。今までの余りにも狭いところを広くとって、なおかつ島に渡る元島民の方の高齢化が進んでおりますので、車いす等で船内を動けるようにエレベーターを付けたり、バリアフリーにするということになっております。よろしゅうございましょうか。

○遠藤委員 わかりました。相当いいものになるんですね。

○間瀬北対協理事長 そうですね。まともな船になります。

○山本委員長 どうぞ。

○山本北方対策本部参事官 今のことに補足させていただきますけれども、必要以上に豪華なものができるわけではありません。現在使用している船舶は国土交通省の方針で、生き船は殺さないというんですかね。そうしないと全国だめになってしまう船だらけになるんだということが若干ございまして、今までやってきたんですけれども、元島民の方等々から苦情もたくさん出ていますので、今回、後継船舶の建造ということになりました。繰り返しますが、贅沢な船にするわけではありませんので、その点だけ御理解いただきたいと思えます。

○遠藤委員 ちなみに建造費は幾らぐらいなんですか。

○間瀬北対協理事長 約 20 億でございます。

○山本委員長 ほかに御質問等ございますか。

特に御発言がございませんようでしたら、先ほどのような御通知、御報告の作業が残っておりますけれども、それを留保して、本日の分科会からの御報告を承ったということとさせていただきます。

なお、北対協につきましては、業務方法書の変更の予定もございまして、その点について内閣府から御報告をお願いいたします。

○山本北方対策本部参事官 北方領土問題対策協会の貸付利率につきましては、半年ごとに見直しを行っております。今回は 10 月 1 日に利率の変更の予定がございまして。利率の変更には、業務方法書を一部変更することが必要でありまして、通則法第 28 条第 3 項によりまして、あらかじめ評価委員会の意見を聞くという規定になってございます。

しかし、変更後の利率が決定する 9 月中に評価委員会の開催が予定されておられませんので、貸付利率の変更につきましては、詳細が分かり次第、北方領土問題対策協会分科会事務局、私ども北方対策本部の方から文書をもってお知らせをして、御意見を伺いたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○山本委員長 これは委員を長くお務めの方は例年通りですのでご承知のことと存じます。新任の先生にもその旨メール等が行くかと思えますが、御意見がある場合は、よろしく御

対応をお願いいたします。

それでは、北対協関係の審議は以上とさせていただきます。

次に、国民生活センター関係の審議に移らせていただきます。

(独立行政法人北方領土問題対策協会関係者退室)

(独立行政法人国民生活センター関係者入室)

○山本委員長 それでは、国民生活センター関係で、最初に平成 22 年度業務実績の評価、これは 1 人 2 役で申し訳ありませんが、私の方から分科会の審議の内容について御報告申し上げます。

お手元の資料 4-1 が総合評価表でございますが、7 ページに総合評価表の総合評価がまとめられておりまして、そこをごらんいただければ幸いです。

前後しますけれども、平成 22 年度の業務実績の評価の審査のため、国民生活センター分科会は 8 月 1 日と 9 日の両日、分科会を開催いたしました。その評価結果の概要を以下、御報告申し上げます。

全体的には、総合評価欄に記載しておりますように、センターは効率化、合理化を進めながら、センターに対する国民の期待、要請に応えるべく計画に即して、その業務をよく遂行したと判断いたしました。

具体的には、まず全国消費者情報ネットワークシステム、いわゆる PIO-NET システムを刷新して、PIO-NET2010 という新 PIO-NET システムの稼働を開始したわけですが、この使い勝手について消費生活センターから改善希望項目等のヒアリングを行い、それを踏まえてシステム改善を実施するとともに、都道府県及び政令指定都市の消費者行政担当部局が霞が関 WAN、LGWAN、この LGWAN というのは、地方自治体のコンピュータネットワークを相互接続した広域ネットワークをこのように称しております。このような霞が関 WAN、LGWAN の相互接続を利用して、PIO-NET2010 を利用できるようなするなど、適切に計画を実施しているということを分科会として確認しております。

また、国民への情報提供につきましては、報道機関等を通じた情報提供に積極的に取り組んだほか、事業者名を含めた情報提供を適切に行い、消費者保護、被害の拡大防止に寄与し、東日本大震災の発生に伴いホームページを通じて注意情報を提供し、また、緊急性が高い問題について必要とされる情報を迅速かつ的確に提供したと分科会として認めました。

次に、苦情相談の充実、強化につきましては、助言、移送、共同処理等の実効性を向上させることを通じて、経由相談を適切に実施するとともに、センサー機能維持の観点に立って、直接相談を適切に実施し、土日、祝日相談についても計画を適切に実施したと分科会として認めました。

最後に、裁判外紛争解決手続につきましては、重要消費者紛争の適正、迅速な解決のために適切にこれを実施したと分科会として認めました。

以上の評価から、分科会といたしましては、国民生活センターは中期目標の達成に向け

順調に計画を実施していると判断いたしました。22年度の実績を踏まえまして、主として以下の指摘をしております。

資料で申しますと、2ページの末尾の「⑤調査研究」という項目がございます。平成22年度はこの調査研究として、第39回国民生活動向調査を実施することといたしまして、一般入札により調査会社を選定し、調査を開始いたしました。当該調査会社のサンプリング方法に問題があるということが判明いたしましたため、契約の解除交渉等をした上で契約を解除し、再入札を実施いたしました。その結果、大幅に作業が遅れまして、年度内には実施ができないという結果となりました。震災なども起こり、調査先に被災地が含まれていたということもありまして、事業年度末の段階で実施のめどが具体的に立っていないということでもあります。

そこで分科会といたしましては、計画が今後の早急な実施、公表に努めるとともに、計画が達成できなかったことにつき、計画性、効率性の視点からの検証を加え、今後確実に計画が実施できるよう努められたいと要望しております。

ちなみに項目別評価におきましては、今年度は分科会といたしましては、調査研究の項目および指標についてC評価を行いました。計画が全く達成されていないので不満足評価ということになりますけれども、法人として調査会社の選任、監督について大きな怠りがあったという事案ではないということなので、D評価が一番低い評価としてこの場合にはなじまない。Cの「やや不満足」という評価が適切であると判断いたしました。それ以外の項目につきましては、すべて項目、指標ともA評価でございました。

以上が平成22年度の業務実績評価についてでございます。

続きまして、随意契約の状況につきましては、平成22年度における企画競争・公募を除いた随意契約について、契約件数、契約金額ともに前年より減少しておりまして、随意契約見直し計画に基づく取組みを着実に実施していると認めました。引き続き入札、契約の一層の適正化に努めることを要望しております。

次に、職員の給与水準についてでございます。

職員の給与水準については、毎年国家公務員の給与水準との差を着実に縮減させてきておりまして、本年もその取組みを実施し、公表しております。他方、地域・学歴換算指数におきまして、なお0.1%の差が残存しております。大分縮まってまいりましたが、なお差が残存しておりますので、これがゼロとなるように引き続き給与水準の適正化に努めるよう求めております。

なお、財務諸表につきましても分科会において審議を行いました結果、特段の問題は認められませんでしたので、併せて御報告させていただきます。

以上でございますけれども、もう一言付け加えさせていただきますと、平成22年度は国民生活センターにとって非常に大変な年であったと推察されるわけでありまして、中期計画を確実に推進して、次から次へと起こる消費者問題に対応するという通常業務のほか、行政刷新会議による事業仕分け、国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォー

ス、東日本大震災等、中期計画では定められておらなかったそれ以外の諸課題や事象が付加されたわけであります。こうした課題や事態に対しましても、センターは理事長以下、役職員一丸となって取り組んだと認められ、これは特に指摘しておくに値する事柄ではないかと考えております。

私からの報告は以上でございます。

それでは、ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御質問等がありましたら御発言をお願いいたします。

御厨委員長代理、どうぞ。

○御厨委員長代理 今の調査会社選定ですね。アンケートの仕方に問題がある。例えばもう少し具体的に言うと、何がどう問題だったんですか。

○山本委員長 これは後で私の理解が不正確だったら補足していただきたいのですが、同じ世帯から何人か複数の人をピックアップしているということがある。これはこの種の調査ではあってはならないことであるということで、その旨を指摘し、改善を求めたわけがあります。これに対し、先方は、これは正しい調査方法であると言い張って、その間いろいろなやりとりがあり、契約を解除するしない等の交渉が必要になり、それで相当時間が経過したということをお説明で伺って、センターとしては対応はしっかりされた。事が起こってからの対応はされたが、いかんせん、スタートがやや遅れたということもあって、年度内に間に合わなかったということです。

ほかに御質問ございますか。

遠藤委員、どうぞ。

○遠藤委員 今の質問の件でお答えなんですけれども、その前に、要するに選ぶときにこういう調査方法とか、こういうことはあってはならないとか、そういう調査に関するスペックというのは大抵決まって契約するものだと思うんですが、今のものはそういうことに入っていなかった項目なんですか。

○山本委員長 では、その辺はセンターの方からお答えいただけますか。

○古畑国民生活センター理事 センター理事の古畑です。本日、理事長の野々山は所用で欠席をしておりますので、失礼申し上げます。

調査会社は一昨年より非常に参入障壁が低くなったことによっていろんなところが入ってきておまして、委員御指摘の要件定義につきましては、通常いわゆる無作為抽出をやるのが前提として、入札に応札してくれた方もそれほど変なところは応札してこなかった。今日では全く統計処理をやったことのないインターネットの会社であるとか、一般競争入札をやることによって下をくぐるものが可能になってきた。だから、我々もここで勉強したわけですが、要件定義をもう少し、今までは常識だったところ、いわゆる無作為抽出などは統計の基本ですので、その辺のところをもう少し書き込むと。先方も大学の教授を立ててきまして、とにかく契約違反だと、訴訟になるというところを我々も日本統計学会の当時会長でいらっしゃった美添先生と第三者委員会を3回ほど開催しまして、これは

訴訟になっても受けて立つというところで、毅然とした態度でやってまいりました。

それから、美添先生の御指摘もあり、そういう社会情勢の変化もあったわけで、今まで当然として書いてこなかったようなところも十分書き込んで再入札をして、現在7月に既に調査は終わって、回収し終わっております、10月、11月に報告書ができる予定でございます。

○遠藤委員 要するに、契約書の中に具体的な内容が十分書かれていなかったということなんですね。

○古畑国民生活センター理事 当初の要件定義が、いわゆる無作為抽出について書き込みがちょっと足りなかったということで反省はしております。

○遠藤委員 わかりました。

○山本委員長 次年度以降は、今回の経験を踏まえてきちんと対処していただけるものと期待しております。

ほかに御発言はございますか。特にございませんでしょうか。

ございませんようでしたら、平成22年度の国民生活センター業務実績評価につきましては、当委員会として承ったということとさせていただきます。

次に、同じく国民生活センター関係につきまして、国民生活センターの在り方の見直しに関する検討状況につきまして、消費者庁の方から御説明をいただきたいと思っております。

○林消費者庁地方協力課長 消費者庁地方協力課長の林でございます。

お手元に資料4-2をお配りしているかと思っております。4種類の資料を1つにまとめたものでございまして、現段階でタスクフォースといたしまして取りまとめた(案)については、5ページ以降に本文を付けさせていただきます。本日は時間も限られておりますので、1、2ページに取りまとめ(案)の概要をまとめたA4の紙を付けてございます。こちらをごらんいただきながら、これまでの経緯も含めて御説明させていただきたいと思っております。

左側の一番上に「経緯」がございまして。今回のタスクフォースにおけます検討は、先ほど山本委員長からも御紹介いただきましたように事業仕分けが契機となっておりまして、昨年の12月に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」というものが閣議決定されました。この中で国民生活センターにつきましては、ここに記載がございまして、消費者庁の機能を強化する中で必要な機能を消費者庁に一元化して、法人を廃止することを含めて法人の在り方を検討するということが個別の検討の方法として示されておりました。このことを受けまして、昨年の12月24日に私ども消費者庁と国民生活センターの幹部によりタスクフォースというものを立ち上げまして、それぞれの相談や研修、商品テストといった国民生活センターが担っておりますそれぞれの機能について、民間で担うことが可能なのか、あるいは自治体に移すことが可能なのかといった視点も含めまして、その機能の必要性や在り方について検討を重ねてまいりました。

これまで14回にわたってタスクフォースをやっております。今日御紹介をいたします

取りまとめ（案）と申しますのは、7月21日に14回目のタスクフォースを開催いたしまして、ここで大筋の方向性について両者で合意をした内容でございます。この資料の束の一番後ろ23ページに、これまでいろいろタスクフォースにお招きをして有識者の方々と意見交換をしたり、あるいは5月に中間整理をまとめた後、パブリック・コメントや公開ヒアリングといった場で議論させていただいたり、あるいは今日御紹介をいたします取りまとめ（案）を基に、各地で公開のシンポジウムを開かせていただいて、自治体や消費者団体の皆さん、あるいは消費者委員会の方々にも御参加をいただいて、今、議論を重ねております。こうした議論の経緯というのはこちらに付けておりますので、後ほどまた御参考にしていただければと思います。

こうした議論を踏まえまして、この取りまとめ（案）を今の段階でお示しさせていただいておるわけですが、基本となる現状と問題点についての認識でございます。

ごらんいただきにくくて恐縮なんですけど、下の方に「消費者庁・国民生活センターの機能一元化イメージ」という図を付けております。これは黄色い部分が現在消費者庁が行っております業務。青い部分が国民生活センターで担っていただいております機能、業務ということでございまして、やはり情報の収集、分析、提供を中心にかなりの部分で目的機能の点で見ますと重複感があるといったようなこと。それから、消費者庁、国民生活センターそれぞれに組織やガバナンスといった点で見ますと、消費者庁自体には新しくできた省庁ということもあって、各省庁からの出向者で構成されていて、なかなか専門性の蓄積が難しいといったような点や、国民生活センターの中でもバックオフィスの占める比率が高くて、もう少し効率性を図る必要があるのではないかとといった点があるといったようなことを共通の問題意識として、右側の方に御紹介をさせていただいております「今後の方向性」を取りまとめさせていただいたというものでございます。

この間の過程におきましては、先ほど御紹介をさせていただきました各機能別の検討というものを行わせていただきました。この過程では、いろいろ自治体の方や消費者団体の皆さん、学識経験者の方にお越しいただいて、御見解をいただいたり、御指摘をいただいたりいたしました。結果として、やはり国民生活センターの各機能については、現段階では全国的に今のレベルで地方自治体や民間団体の皆さんに担っていただくのは實際上難しいという結論に至りました。その上で、各機能について見ますと、やはり相談を中心に研修、商品テスト、情報の収集、分析、提供といったことについても、それぞれに相互補完的に機能していて、一体性を確保していくことが非常に重要であるというのがこの機能別検討を通じて我々が得たもう一つの共通認識でありまして、このことをベースに国民生活センターの在り方というのを考えさせていただきました。

その上で、情報の収集、分析、提供のところについて見ますと、この消費者庁をつくりましたときに、併せて消費者安全法という新しい法律が制定をされておまして、生命・身体事案を中心に、財産事案も含めて、各地で起こっております消費者事故については、消費者庁に集中的に情報が寄せられるようになってきております。こうしたものを材料に

消費者の皆さんに必要な情報を提供していくというのが消費者庁の大きな任務となっております。こうしたことを中心に、それぞれの役割分担を整理していこうとしますと、やはりある部分は消費者庁との一元化というのを図らざるを得ない。しかし一方で、先ほど御紹介をいたしましたように、各機能は相互補完的にあるいは一体的に機能していますので、部分的に分解をしてしまうと、それぞれの機能というのはレベルが落ちてしまうということもあって、ちょっと長い説明になりましたけれども、全体の機能として、基本的には消費者庁と一元化をするという方向性をとらせていただきたいと思います。

その上で、国民生活センターが担っている機能には、ある意味我々消費者庁には法執行権限もありますので、こうした権力的行政とある種の距離感といいますか、独自性というのが持てるような組織形態というのも必要なのではないかといいまして、一元化後の国民生活センターについては、施設等機関という位置づけで消費者庁に一元化をさせていただいてはどうかというのが大きな枠組みの話でございます。

その上で、この間の議論では、特に情報提供の迅速性や柔軟性という点で消費者団体の皆さん、あるいは消費者委員会から遅くなるのではないかとか、内容が後退するのではないかとといった御指摘をいただいております。このことを仕組みとして防ぐ手立てとして、今回の取りまとめ（案）でお示しをさせていただいたのが（２）のところでございます。

裏側の紙を見ていただきますと「一元化後の情報提供の流れ」という図で示したものがございます。先ほど御紹介させていただきました消費者安全法に基づく通知情報には、生命・人体事案だけではなくて、財産事案もございまして、これは消費者庁に集中して通知がまいります。そのほかに国民生活センターは従来から自ら相談業務を実施しておりますし、また、PIO-NETを通じて各地の相談情報が集約されてくるという体系になっておりまして、こうしたデータをベースにしながら、これまで消費者の皆さんに必要な情報提供を行ってきたという経緯がありますので、特に財産事案については、一元化後には消費者庁に制度的に来ております通知情報も含めて集約をして、施設等機関でまずは分析をしていただいた上で、早期に消費者の皆さんに知らせる必要がある悪質商法等の手口、そこに潜在する法律上の問題点、あるいは消費者の皆さんに気を付けていただかなければいけないアドバイスといったものについては、まとめて施設等機関としての国民生活センターに一元的にやっただこうと。

その上で、こうしたものの中には、制度的な見直しをしなければいけないもの、あるいは他省庁に法の運用を含めて対応していただかなければいけないもの、あるいは事業者団体の皆さんに御理解いただいた上で協力を求めるようなもの。こういった政策的な対応が必要なものがございまして、こうしたものについては、早期な情報提供とは別に施設等機関と内部局との間で情報発信チームというのをそれぞれの案件ごとに構成いたしまして、内容をきちっと整理しながら情報発信をしていく。その上で、特に他省庁の対応や事務所団体の対応については、言いつ放しというわけにはいきませんので、きちっとした対応がなされたのかどうかということも含めてフォローしていくという仕組みにしてはどうかと

というのがこの流れでございます。

このことによって、特に迅速に消費者の皆さんに届けなければいけない情報は、現在よりも情報発信の基になります情報量を増やすことで、より迅速にかつ早くということ達成したいと思っておりますし、また政策的な対応についても、現在国民生活センターでこういった情報分析に当たられている職員の皆さんにそのノウハウを生かしていただくことで、より内容を深めたり、あるいは消費者庁の持っている権限もうまく活用しながら実効性を高めていくということにしていきたいと思っております。

更に商品テストについても、今、国民生活センターで行っております商品テストは、地方からの依頼に基づくものと同種の事故などに基づいて、同種商品について同じような環境の下でテストを行います商品群テストという2種類がございます。地方からの依頼に基づきますテストについては、なるべくテストの手法の効率性を上げながら、基本的には地方の依頼に100%応えられるような工夫をしていくということと、商品群テストについては、そのテストの要否やテスト手法の選択、あるいはこのテスト結果に基づいて事業者などに対応を求めていく部分がございますが、こういった発表資料のまとめについて、現在国民生活センターの在り方の見直しとは別に消費者庁に与えられた課題として、新しい事故調査機関の創設というのを検討させていただいております。この事故調査機関の機能を活用しながら、この商品テストというのも実証させていただくことにしてはどうかと考えております。

もう一点、ADRにつきましても、今、国民生活センターで消費者ADRというものを実施いたしております。これについては、やはりこの点も民間ではできないのかといったような検討もさせていただきましたけれども、消費者問題に特化した形で、かつ消費者と事業者の間の情報の格差があることを前提に消費者ADRというものを実施していくというのは、なかなか今の時点では難しいということもあって、引き続き国として機能を維持していきたいと。その中で、事業者から行政指導の一環なのではないかとか、あるいは処分につながるのではないかとといった不安や懸念というものを払拭するために、現行の国民生活センターのADRと同様に第三者委員会を設けて、この委員の方たちに個別の案件処理はしていただく。その上でADR部局が担う過程で得られた情報を法執行部局などで流用されないようにきちんと情報の取扱いについてのルールを設けるということで、ADRの独立性というものを担保する仕組みを設けてはどうかというのが(2)の中に書いてございます中身でございます。

(3)では、先ほど既に御紹介をいたしましたけれども、こうした情報発信をしていく過程で中身を詰めたり、あるいは各省庁の対応をフォローアップしたりという仕組みを設けるために、消費者庁の内部規定で情報発信チームといった仕組み、あるいは消費者政策レビュー会議という政策対応をきちんと中身をつくり上げ、フォローアップしていく組織といったものを規定してはどうかというものでございます。

(4)(5)は、雇用問題あるいは人事運用というところの対応でございますけれども、

国民生活センターはおよそ今 126 名の常勤職員がいらっしゃいますが、この方たちについては、順次移行の過程で消費者庁のプロパー職員として採用させていただいて、また、採用後については、施設等機関に限らず、内部局も含めて広い業務経験を積んでいただいて、幹となる職員として育成をしていく。それと同時に、このプロパー職員として採用した後も、消費者庁としての独自採用というのを継続することで、消費者庁の組織的な問題である専門性の蓄積ということに対応できるようにプロパー比率も向上させていこうと思っております、これが今回の取りまとめ（案）のポイントになる部分でございます。

後ろの方には、このことによる効果として、2 ページ目に「一元化による消費者行政全体の強化」というものがございます。特にここでは、従来からいろいろ指摘をいただいております消費者目線をいかに育て、維持をしていくかといった工夫。あるいは情報提供や注意喚起を一層迅速化し、それと同時に内部局の職員については、政策的な対応を要する者に特化することで法の執行力というのを強化していくといったこと。

それと同時に、最後 4 点目には、一元化を生かした消費者行政全体の機能強化ということで、先ほど御紹介をさせていただきました事故調査機関の創設。こういったものにも、これまで商品テストを通じていろいろな技術的な知見やノウハウを持っている国民生活センターの知見というのを活用させていただくことで、より実効性が上がるのではないかとといった点。あるいはこれもこれから併せて検討を別途させていただくこととなりますが、悪質商法対策の強化といったようなことで、被害者救済制度の検討を今、同時並行で進めておりますが、こういった点でも財産事案の分析などで培っていただいた国民生活センターの皆さんのノウハウが生かせるのではないかとといった点。

それから、これは組織の持ち方にも関わることですけれども、私ども地方協力課が行っております自治体への支援といったようなことも、自治的な機能については施設等機関を担っていただくことで、地方への窓口も一元化をし、地方消費者行政に対する支援も強化できるのではないかとといった点を挙げさせていただいております。

雑駁な説明で大変恐縮ですけれども、以上が現段階での取りまとめ（案）の内容でございます、実は来週も大阪でこの取りまとめ（案）を基に消費者委員会の皆さんや弁護士会、あるいは消費者団体の皆さんに参加をいただいて、シンポジウムを行うことにしております、もう既に 8 月半ばを過ぎておりますので、この夏までに取りまとめというのが我々に与えられたミッションなものですから、非常に残り少ない時間になってきておりますけれども、更に議論を重ねて、検討を深めていった上で御理解いただけるような結論を得たいと思っております。

以上でございます。

○山本委員長 どうも詳細な内容を簡潔に御報告いただきまして、ありがとうございました。

ただいまの報告について、御質問、御意見等がありましたらお願いします。

遠藤委員、どうぞ。

○遠藤委員 今のお話は途中から始まっているように思えてしまうんです。もともと消費者庁というのは何のためにできたのかと。国民生活センターというのがあったところに消費者庁ができたわけです。ですから、当然今までの消費者保護といえますか、そういうものに対する行政に対して不十分なところがある、あるいは先を見たときに、これではいかぬということのできたんだと思うんです。

そうすると、その部分がどのようにしてきちんと改善されていくのかということと、今まででやっていたことのいいことは、そのまま続けられるということがちゃんとしたこの評価のポイントになっていて、一体にするとかしないとかという話は、その後から来る話なのではないかと思うんです。

前段のところ有余りちゃんとした説明がなかったものですから、2つをどうするこうするという話だけが出てしまったような気がしているんです。その辺補足をしていただけないでしょうか。

○山本委員長 お願いします。

○林消費者庁地方協力課長 済みません。ちょっと舌足らずだったかもしれません。

もともと私も消費者庁ができたときには、各省庁に分かれていた消費者行政の機能や権限を消費者行政の司令塔として消費者庁をつくることによって一元化をして、更に消費者側に立った行政というのを展開していく。そのための司令塔として消費者庁がつけられたということだと思っております。

その上で、消費者庁ができました後、実は消費者庁ができる時点で、今、委員御指摘のとおりで国民生活センターは既に存在しておりましたので、国民生活センターとの関係をどうするのかというのは、本来、更に整理すべき点ではあったんだろうと思いますけれども、事実の問題として、国民生活センターが既に存在する中で消費者庁が創設をされました。この中で、消費者庁創設の時点で既に先ほど御紹介をしたような事故調査機関の創設といったような問題ですとか、悪質商法対策の強化ですとか、関連法令の見直しといった非常に多くの宿題を消費者庁は与えられております。これはいずれも消費者庁設置法の附則で、創設後大体3年の間の宿題として、一定の改定を出さなければいけない。これがそれぞれに与えられたテーマであります。

一方で、皆さんも御記憶の方いらっしゃるかと思いますけれども、消費者庁ができて1年余りの間というのは、むしろ各省庁から持ってきたそれぞれの法律、具体的に言いますと特商法とか景表法といった法律ですが、こうした執行の実績とか実態がむしろ消費者庁創設前より落ちているのではないかとといった御指摘もいただきました。

また一方で、これも国民生活センターとの一元化をどうするか、あるいは国民生活センターの在り方をどうするかといった議論の過程でもいろいろ御指摘をいただいた点ですが、国民に対する情報提供というのが、むしろ消費者庁自体が迅速性に欠けるのではないかとといった御指摘をいただいております。

もともとこれがうまく説明になっているかどうかわかりませんが、消費者庁自体

は創設当時、小さく産んで大きく育てるということで、必ずしも十全な組織体制でスタートしたわけではなくて、やはり期待されている役割、機能、与えられている権限に比べると、執行体制が必ずしも十分でなかったことも事実で、ようやく平成 23 年度から昨年 50 名ほどの増員をいただいて、270 名体制に増強していただいて、執行部門も強化をさせていただくことによって、先ほど挙げさせていただいたような特商法や景表法の執行実績というのも実績を上げつつありますが、やはり体制強化というのは非常に大きな課題で、また、先ほど御紹介をさせていただきました消費者目線とかノウハウの蓄積といった点で、プロパー職員がいない。幹になる職員の層がないという点については、非常に大きな課題だと思っております、こうした消費者庁に与えられている責務とか、あるいは期待されている役割に対して本当に応えられているのかといった点と、今後新しく担っていかなければいけない仕事。こういった点を合わせて考えたときに、この消費者庁と国民生活センターそれぞれの在り方をどうすべきなのかというのが我々の問題意識でありました。

その上で、一元化という方向性を我々が見出す上では、もともと確かにこの議論は仕分けから始まりましたので、議論の導入部のところでは、それぞれの機能は本当に国が引き続き実施しなければいけないのかどうかという非常にベーシックなところからまずは検証すべしということで与えられましたので、その点からの議論を始めさせていただきました。

その上で、それぞれの機能を引き続き維持することが必要だし、むしろある部分については充実させていかなければいけないと思っておりますので、消費者行政全体を機能強化するために必要な新たな仕組みもつくり、また日々の法執行や情報提供に必要な体制も整備をしながら、かつ必要なノウハウや人的な体制というのも併せて整備をしていくということを考えますと、今の消費者庁と独法の国民生活センターというのは、ある意味別の組織として分離された在り方よりも、統合することによって、例えば先ほど御紹介をいたしました安全法に基づく通知情報というのも、今、国民生活センターは非特定の独法ですので、例えば守秘義務がないといった点もあって、やはり単純に情報の共有 1 つとっても限界があります。こうしたことを克服しながら、機能強化をしていくためには、一元化をしつつ、それぞれの役割をきちっと役割分担していくこと、あるいは連携をしていくことで全体の底上げを図っていかなければいけないのではないかと考えたというのが、この間の経緯でございます。

余りクリアーな説明になっていないかもしれませんが、以上でございます。

○山本委員長 遠藤委員、よろしいですか。

○遠藤委員 なかなかよくわからないんですが、要するに今のお話は、もともと独法にしたときに、消費者行政というのを一体どうするんだということが余り議論を十分されていなくて、そして行政は関係省庁にばらばらになったまま、言い方は悪いのかもわかりませんが、作業をやる、あるいは国民との接点になっている部分だけを切り出してしまった。それを改めて一緒にしようということになりましたと。いい方向には行っていると思うんですが、そういうふうを受け取れてしまうんです。それはそうですねと聞かれるとまずい

と思うんですけれども、そんな感じに受け取れましたが、いい方向へ行っているんだという理解をいたしました。

○山本委員長 国民生活センターはもともと政府から比較的遠い特殊法人でした。いわゆる先行ではない、移行独法です。独法になって政府に近くなった。そして今度は、政府本体に入ることが検討されている。独立行政法人のもともとの建前から言うと、非常に興味深い事例でありますし、また消費者政策にとっても大変大きな変化であり、法制度面でも、基本的な消費者関連法の大幅な改正が必要です。そういう非常に大がかりな話ですので、なかなか時間の少ない中、議論を尽くせないところはあると思いますが、なお御発言がありましたらさらに伺いたいと思います。

平澤委員、どうぞ。

○平澤委員 基本的には、今回の取組みがいい方向に向かうということを期待しているわけですが、国民生活センターと消費者庁との間の問題、ここにもやはり改善すべき点はたくさんあると思います。

私は経済産業省の中の NITE の評価委員長をやっている、そこで取り扱っている事故情報等との連関という点から、かなり興味を持ってこの間の推移を承っていたんですが、例えばコンタクトレンズの誤用による障害といったような問題があったわけですが、こういう問題 1 つ扱うにしても、厚労省が本来は中心になるべきだったと思うんですけれども、そうではなく、結局 NITE が中心になって扱った認識があるんです。

今、遠藤委員がおっしゃったように、個々の事案というのが消費者という広い層の中で補足はできるけれども、その要因といえましょうか、原因に相当する部分というのはかなり専門性を持っていないと対応できない側面を持っているわけです。

私が今後の改善の中で期待したいのは、国民生活センターを中心にした専門性の蓄積ということのほか、各省もそのような対応をしている専門性を持っているところとの連携というものを本格的に模索していただきたいと思います。そうすることによって、国民がどの省に属するかといったことを気にしないで、本格的に安全な生活を送れるようなものの実現に取り組んでいただきたいと思っています。

○山本委員長 ほかに御発言はございますか。特にございませんか。

これは、この夏にも決定されそうですか。この間、いろいろ国会でも取り上げられましたし、閣議決定の文書だと「平成 23 年夏まで」というのは相談事業のところにかかっていて、23 年夏までにやっちはいかぬということはないのでしょうか、組織見直しは特に期限を切られていないですね。その辺りも含めて、なかなか今、林さんの方もこうなりますとはお答えできない話だと思いますが、大体この夏までに決着がつきそうな感じで進んでいますか。それだけお答えいただけますか。

○林消費者庁地方協力課長 今、委員長から御指摘いただいた年末の閣議決定は、確かに組織の見直しのところに直接時期の周期といいますか、結論を出す時期は明確に書いていないんですけれども、当時、刷新会議とのやりとりがありまして、もともと相談業務につ

いては最後まで直接相談をどうするかといったようなこと、実は当時は経由相談も俎上に乗っていて、相談業務の在り方自体は法人の在り方の見直しと併せて、そのそれぞれの業務を検討する中で結論を出しなさいということになっていました。係り結びが変なんです、我々としては「この夏」というのが1つの検討の結論を出す時期だと思っております。

どんな形にせよ、タスクフォースとしての結論はこの夏までに出さないといけないと思っております。その意味では、たまたまといいますか、今回東日本大震災の影響もありまして、概算要求の時期が一月ほどずれることが確実になっております。

私どもがこの夏までにと考えておりました1つの要因は、この閣議でそういう趣旨のことが決められているということと同時に、組織機構の在り方の問題になりますので、機構定員や予算というものもフレームを決めないと形が描けないということもあって、この概算要求の時期に間に合うようにということ意識しておりました。

一月遅れたとはいっても、もう既に一月余りしか概算要求までの時期というのは残されておられませんので、この8月中ぐらいがタスクフォースとして結論を出すためのタイムリミットなのではないかと思っております、そこがきちんと結論が得られるように、これから引き続き努力をしていきたい。いつですということが申し上げられなくて申し訳ありませんが、そういうことでございます。

○山本委員長 私の不手際もありまして、若干時間が押しております。当案件は消費者政策にも独法制度自体についても、非常に重要な案件でありますし、当評価委員会の業務についても、用務が減るという方向での影響でありますとか、移行期間においてさまざまな御決定についてお諮りしなければいけない。そういう影響が今後及ぶと思っておりますので、引き続き当委員会としても注視してまいりたいと思っております。

そういったしましたら、まだ御意見がおありの方もいらっしゃるかと思いますけれども、国セン関係の審議につきましては、以上で打ち切らせていただきます。

それでは、センターの皆さん、どうも御苦勞様でした。

(独立行政法人国民生活センター関係者退室)

○山本委員長 それでは、議事次第の4まで終了いたしましたので、次に「5 今後の予定等について」と、最近の独立行政法人を取り巻く動きも含め、今後の評価委員会の予定につきまして、事務局の方から御説明をお願いいたします。

○池永政策評価広報課長 政策評価広報課長の池永でございます。時間も押しておりますので、ごく簡単に御報告させていただきます。

独立行政法人をめぐる最近の動きでございますが、参考1をご覧くださいますと、独立行政法人通則法によって各府省の独立行政法人評価委員会の評価については、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会に通知をして、二次評価をして、必要に応じて意見を述べるができるようになっております。この参考1は、政独委が二次評価するに当たっての評価の視点というものでございます。

参考2は、参考1の評価の視点に沿って、平成22年度の業務実績に関する二次評価を

総務省がするわけですが、それについての特に留意すべき事項ということをとりとまとめたものでございます。これは当課で受取り次第、既に法人の方には周知しています。

内容につきましては、説明は省略させていただきますが、1ページ目をごらんいただきますと、保有資産の管理・運用等と内部統制を、特に留意点として挙げております。

参考3は、本日の議論で再三出ましたが、12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」でございます。

内容につきましては、2月の委員会で御説明させていただきました。この閣議決定につきましては、6月1日の行政刷新会議において、当時の蓮舫行政刷新担当大臣からフォローアップを開始するという旨の発言がありまして、その後、各種調査や照会が来て対応しております。

その間、行政刷新担当大臣が枝野官房長官に替わっておりますけれども、行政刷新会議事務局の調査につきましては、事務局からは8月末に行政刷新会議へ報告することに向けて作業を進めていると聞いております。

また、この基本方針の中で今後の独立行政法人の制度、組織の見直しというのを第2段階としてやっていくということが書かれてますが、それにつきましても事務的に、現在内閣官房行革推進室や内閣府行政刷新会議でいろいろ問題点を整理して、検討を進めているところでございます。

続きまして、今後の予定でございます。資料5をごらんください。

次回の委員会といたしまして、年内に24年度の概算要求の状況及び今年度上半期の業務執行状況について各法人から報告をいただき、それを聴取していただくということと、沖縄機構の中期目標期間終了に伴う実績評価の進め方。本日決定していただいたものは仮評価でございますけれども、本評価の進め方について御審議をいただきます。

例年同様、11～12月ごろに評価委員会の開催をお願いしたいと思います。

その後、沖縄機構の23年度事業の業務実績報告、中期目標期間業務実績評価、北対協、国センの中期目標終了時の仮評価の進め方などについて御審議いただくため、2～3月を目途に評価委員会の開催をお願いしたいと思います。

先ほど申し上げましたように、独法の評価結果については、通則法に基づき、遅滞なく総務省の政独委に通知し、政独委は必要があると認めるときは意見を述べるができるとなっています。沖縄分科会につきましては、評価は年度内に分科会で審議・決定いただき、本委員会にも報告いただくこととなりますが、それで解散ということではなくて、内閣府から総務省に評価結果を通知した後、政独委からの意見を受け取ってからの解散となりますので、その間しばらくは分科会の皆様はどうぞよろしくをお願いしたいと思います。

次回の評価委員会の開催日程でございますが、お手元に日程確認表を配付しておりますので、11～12月の御予定について、現時点でおわかりであれば御記入いただき、そのまま置いておいていただければと思います。

また、本日まだおわかりにならないという方も多いため、これにつきまして

は、後日メールにて送付いたしますので、メールあるいはファックスで御返信いただければと思います。

最近の動き及び今後の予定につきましては、以上でございます。

○山本委員長 ただいまの御説明につきまして、御質問等ありましたらお願いいたします。特にございませんでしょうか。

そういたしましたら、以上をもちまして、本日の審議はすべて終了したとさせていただきます。

どうも暑い中、長時間にわたりまして審議に御協力いただき、誠にありがとうございました。